**令和２年度瀬戸市介護認定電子審査会システム構築業務委託**

**企画提案実施要領**

１　目的

1. 瀬戸市において下記目的を達成する介護認定電子審査会システム構築業務を委託する。

ア　新しい生活様式における安全・安心の確保

1. リモート会議システムを導入した非対面による介護認定審査会の実施
2. 在宅事前審査導入による介護認定審査会開催時間の短縮
3. 介護認定審査事務の効率化
4. 書面の印刷費用・郵送代の削減

２　事業の実施方法

本事業における実施主体は、瀬戸市とする。

ただし、本事業は、現に介護認定電子審査会システムの導入において先駆的な取組みを行っている団体等の知識、技術の活用を図るため、本事業の目的を理解し、適切な実施が期待できる団体の中から、企画提案方式により能力を総合的に評価して選定し、業務委託によって実施する。

３　業務委託の概要

1. 件名

令和２年度瀬戸市介護認定電子審査会システム構築業務委託

1. 内容

別紙「令和２年度瀬戸市介護認定電子審査会システム構築業務委託仕様書」のとおり

1. 委託期間

令和３年３月１日から令和３年３月３１日まで

1. 委託料

５，１０４，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

４　参加資格要件

あいち電子調達共同システムで「03：役務の提供等」「08：コンピュータサービス」「01：システム開発」に登録がある団体及び次に掲げる条件を全て満たす法人格を有する団体とする。

1. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、かつ次のすべての要件を満たしていること

ア　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

イ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていない者

ウ　本業務の参加申込み期限の日から選定結果通知日までの間に、瀬戸市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）による指名停止措置等を受けていない者

エ　債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がなされていない者

オ　法人税並びに消費税及び地方消費税を完納している者

カ　瀬戸市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、瀬戸市税（延滞金を含む）を完納している者

1. 本業務の参加申込み開始の日から選定結果通知日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２３年９月２９日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

５　参加に関する手続き

1. スケジュール【予定】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内 容 | 日 程 |
| ① | 企画提案実施要領公表 | 令和３年１月１４日（木） |
| ② | 参加申込書受付 | 令和３年１月１４日（木）～令和３年１月２２日（金） |
| ③ | 質問受付 | 令和３年１月１４日（木）～令和３年１月２０日（水） |
| ④ | 質問回答ホームページ掲載 | 令和３年１月２０日（水）～令和３年１月２２日（金）の間、随時掲載 |
| ⑤ | 参加資格確認結果通知書送付 | 令和３年２月５日（金） |
| ⑥ | 企画提案書受付 | 令和３年２月８日（月）～令和３年２月１２日（金） |
| ⑦ | 選定結果の通知 | 令和３年２月２４日（水） |

1. 参加申込み

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

ア　提出期限

令和３年１月２２日（金）午後５時必着（厳守）

ただし、郵送の場合は、上記期限日必着のこと。

イ　提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「令和２年度瀬戸市介護認定電子審査会システム構築業務委託　企画提案書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ　提出先

〒４８９-８７０１

愛知県瀬戸市追分町６４番地の１

瀬戸市健康福祉部 高齢者福祉課 介護認定給付係

エ　提出書類

* + 1. 企画提案参加申込書（様式１）
    2. 登記事項証明書
    3. 印鑑証明書
    4. 納税証明書
    5. 企業概要（既存のパンフレット等でも可）

オ　参加資格確認通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、令和３年２月５日（金） までに参加決定の可否について、電子メールにより通知する。

カ　その他

応募申請書の提出後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式２）をご提出ください。

1. 内容に関する質問

本企画提案の実施においては、説明会を行わないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア　受付期間

令和３年１月１４日（木）から令和３年１月２０日（水）まで

イ　提出方法

電子メールによる。持参、郵送、ＦＡＸ、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。電子メールの件名は、「令和２年度瀬戸市介護認定電子審査会システム構築業務委託 企画提案質問書○○会社（会社名）」とし 、質問書を提出するときには、必ず電話で提出の旨を連絡すること。

提出先Ｅメールアドレ[ス：](mailto:hokatsucare.HW@city.chiba.lg.jp)koreisha@city.seto.lg.jp

ウ　提出書類

質問書（様式３）

エ　質問に対する回答

令和３年１月２０日（水）から令和３年１月２２日（金）までの間に、随時、本企画提案実施要領と同じホームページ上にて公開する。

なお、質問の回答内容については、本実施要領の追加又は修正とみなし、回答を公開したことについて、当課から質問者宛に連絡は行わない。

1. 企画提案書の提出

　参加資格確認通知により参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

ア　提出期限 令和３年２月１２日（金）午後５時必着 ※厳守

ただし、郵送の場合は、上記期限日必着のこと。

イ　提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「令和２年度瀬戸市介護認定電子審査会システム構築業務委託　企画提案書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ　提出先

〒４８９-８７０１

愛知県瀬戸市追分町６４番地の１

瀬戸市健康福祉部 高齢者福祉課 介護認定給付係

エ　提出書類

1. 令和２年度瀬戸市介護認定電子審査会システム構築業務委託　企画提案提出資料（様式４）
2. 企画提案提出資料企画提案書（様式５）

ただし、企画提案書の内容、提出にあたっての留意事項については、オ及びカを参照のこと。

1. システム機能要件対応表（様式６）

オ　企画提案書の内容

仕様書を熟読の上、下記①から⑧に記載する順に全ての項目を盛り込むこと。

* + 1. 提案趣旨
    2. 事業実施方針、実施計画（スケジュール管理等）
    3. 実施体制
    4. 実施方法（具体的な事業内容、運用方法、実績管理等）
    5. 事業効果（事業関係者別の効果、他の関連施策との連携等）
    6. 事業連携（瀬戸市が進める他事業との連携）
    7. 委託料
    8. 見積額内訳

カ　提出にあたっての留意事項

* + 1. 提出は１参加者につき１提案とする。
    2. 企画提案書の提出部数は、８部（正本１部、副本７部）とする。
    3. 仕様は、Ａ４版（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字、図表等は 白黒・カラーを問わない。なお、図表等は必要に応じて、Ａ３版折り込みも可能とするが、この場合、Ａ４版２ページと数えるものとする。
    4. 企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）とする。
    5. 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。なお、副本については、企画提案書の内容から、企業名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。
    6. 表紙には、①宛名「瀬戸市健康福祉部 高齢者福祉課 介護認定給付係」、②タイトル「令和2年度瀬戸市介護認定電子審査会システム構築業務委託 企画提案書」、③提出年月日、④ 会社名（※正本のみ）を記載し、押印（※正本のみ）すること。
    7. 提案内容（本文）は、２０ページ以内（表紙、目次、あい紙等を除く。） までとし、使用する文字のフォントサイズは、１２.０ポイント以上とすること。
    8. 提案内容（本文）のうち、委託料の項目については、本業務委託の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、合計金額を明記する。また、見積額については、諸経費等の積算内訳及び根拠が確認できるよう、可能な限り詳細かつ明確に記載する。
    9. 正本（１部）については、押印、袋とじとする。副本（７部）については、内容が容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。なお、フラットファイルやドッチファイル等のファイルには綴じずに提出すること。
    10. 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。
    11. 本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、逐次瀬戸市と協議して決定することとなるので留意すること。

６　委託業者の選定

1. 選定趣旨
2. 企画提案内容を総合的に勘案し、最も優れた者を選定し、委託契約予定者として決定する。
3. 選定方法

企画提案書の記載内容を、瀬戸市が下記の評価項目について採点し、得点が最も多かったものを選定する。なお、最多得点の提案が複数あった場合は、見積金額が低いものを選定する。

1. 選定基準

選定にかかる審査項目、評価の視点、配点（１００点満点）は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
| 基本方針 | 現在の社会情勢とそれに対する課題を踏まえ、事業の目的や内容を理解した基本方針となっているか | ２０点 |
| 実施内容・体制 | 仕様書に記載の目的や業務内容に即し、効果的な業務が実施できるか | ２０点 |
| 個人情報に関する管理体制やセキュリティ体制は適切か | ２０点 |
| 既存の介護保険システムとの連動性や業務の効率性について提案がされているか | １５点 |
| 実施規模 | 委託料の範囲内で、利用者に分かりやすいシステムが構築できるか | １０点 |
| システム拡張 | 導入するシステムを用いた将来的な介護認定情報の活用などのシステムの拡張性について提案されているか | １０点 |
| 事業費の積算 | 積算の内訳、金額は適切であるか（システム拡張部分について委託料の範囲内で実施できない場合には積算に含めず参考見積として別途提示すること） | ５点 |
| 合 計 | | １００点 |

1. 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア　見積額が、本要領３（４）に記載する委託料を超過した場合

イ　提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

ウ　提出書類に虚偽の記載があった場合

エ　提出書類に重要な誤脱があった場合

オ　会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

カ　審査の公平を害する行為があった場合

キ　その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

1. 選定結果の通知

選定結果については、採用、不採用にかかわらず提案者全員に速やかに電子メールにより通知する。また、最優秀提案者については企業名・点数を、最優秀提案者以外の参加者については点数のみを、令和３年２月下旬を目途に瀬戸市ホームページに掲載する。なお、選定結果に関する異議申立ては一切認めない。

７　契約方法

1. 最優秀提案者の決定後は、最優秀提案者より改めて見積書を徴取し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。
2. 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。

８　その他留意事項

1. 提出された企画提案書等の書類一式は返却しない。
2. 提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文開示請求があった場合、瀬戸市情報公開条例（平成１２年４月３日条例第５２号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。

ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第７条第１項第５号の規定に基づき、開示の対象としない。

1. 本企画提案に関連し知り得た情報については、瀬戸市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

９　問合せ先

〒４８９-８７０１

愛知県瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市健康福祉部 高齢者福祉課 介護認定給付係

電話 ０５６１-８８-２６２０

FAX ０５６１-８８-２６３３

E メール koreisha@city.seto.lg.jp

担当 丸山